

バイオマス利用等対策事業費補助金交付要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定：平成20年4月1日付け19農振第1992号

改 正：平成22年4月1日付け21農振第2138号

第1 農林水産大臣は、バイオマスの利用を促進する等のため、バイオマス利用等対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるとおりとする。

第3 別表の事業の経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間の流用をしてはならない。

第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条に規定する申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請者は、補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長等（北海道に主たる事務所が所在する補助事業者及び別記に掲げる補助事業者にあつては農林水産大臣、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。以下同じ。）に正副2部提出しなければならない。

3 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないもの（事業主体に係る部分）については、この限りでない。

第5 規則第2条の規定による申請書の提出の時期は、毎年度補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長等が別に定める日までとする。

第6 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長等の承認を受けようと

する場合には、別記様式第2号による変更承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第7 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるとおりとする。

第8 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき地方農政局長等の指示を求める場合には、補助事業の遂行状況とともに、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第9 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付のあった年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、地方農政局長（北海道に主たる事務所が所在する補助事業者及び別記に掲げる補助事業者にあつては農林水産省農村振興局長、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては沖縄総合事務局長）が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。

第10 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、正副2部を地方農政局長等へ提出するものとする。

2 第4の3ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して地方農政局長等へ報告しなければならない。

3 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項により減額した場合にあつては、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により仕入れに係る消費税等相当額報告書を作成し、速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

第11 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

第12 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則で定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第13 別表の事業の欄に掲げる事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

なお、当該財産のうち第11に規定する財産及び適正化法施行令第13条に規定するその他の財産については、規則に規定する期間内において、地方農政局長等の承認を受けて処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させ

ることがある。

第14 交付決定額の下限は、3,500万円とする。

ただし、交付先の選定を公募により行うもの及び地方農政局長等が特に必要と認めるものについては、この限りではない。

2 補助事業者は、本要綱の補助事業に係る間接補助金の交付の決定をする場合においては、本事業の効率的かつ重点的な推進が図られるよう留意するものとする。

第15 補助事業者のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人である場合は、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第7号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付けて公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月末日までに1部を農林水産大臣に提出するものとする。

別記

別表の事業の経費欄に掲げる(2)の経費により事業を実施する補助事業者

別表（第2関係）

事業	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
バイオマス利用等対策事業	<p>(1) 広域連携等バイオマス利活用推進事業費 補助事業者が広域連携等バイオマス利活用推進事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振第2087号農林水産事務次官依命通知）第2の規定に基づいて行う事業に要する次の経費</p> <p>ア 食品廃棄物等バイオマスの利活用推進</p> <p>(ア) 関係者間におけるバイオマス利活用の協働体制の構築</p> <p>(イ) バイオマス利活用マニュアルの策定</p> <p>(ウ) バイオマスの生産・収集・運搬システム構築</p> <p>(エ) バイオマスの変換技術・利用促進支援</p> <p>イ バイオマスプラスチックリサイクル推進等</p> <p>(ア) バイオマスプラスチックリサイクルシステムの構築</p> <p>a バイオマスプラスチックリサイクル実証委員会の開催</p> <p>b バイオマスプラスチック製品及びバイオマスプラスチック再生製品の購入</p> <p>c アンケート調査、基礎データ収集</p> <p>d 普及啓発等</p> <p>e バイオマスプラスチックリサイクル回収試験、実証試験</p> <p>(イ) 国産原材料由来バイオマスプラスチックリサイクル利活用の推進</p>	<p>当該補助事業に要する経費の2分の1以内</p> <p>ただし、経費の欄に掲げる(1)のイの(ア)のb及び(イ)のbに要する経費については別に定めるところによるものとする。</p>	<p>経費の欄に掲げるア及びイの経費の増減</p> <p>経費の欄に掲げるアの(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の経費のそれぞれについての30%を超える増減</p> <p>経費の欄に掲げるイの(ア)及び(イ)の経費のそれぞれについての30%を超える増減</p> <p>経費の欄に掲げるイの(ア)のa、b、c、d及びeの経費のそれぞれについての30%を超える増減</p> <p>経費の欄に掲げるイの(イ)のa、b、c及び</p>	<p>事業主体の変更</p>

<ul style="list-style-type: none"> a 国産原材料由来バイオマスプラスチックリサイクル実証委員会の開催 b 国産原材料由来バイオマスプラスチック製品の購入 c アンケート調査、基礎データ収集 d 普及啓発等 		<p>d の経費のそれぞれについての30%を超える増減</p>	
<p>(2) バイオマス利活用推進支援事業費 補助事業者がバイオマス利活用推進支援事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振第2136号農林水産事務次官依命通知）第2の規定に基づいて行う事業に要する経費</p>	<p>定 額</p>		

別記様式第1号（第4関係）（その1）

平成 年度バイオマス利用等対策事業費補助金（広域連携等バイオマス利活用推進事業）交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

（北海道に主たる事務所が所在する団体にあつては農林水産大臣、
沖縄県に主たる事務所が所在する団体にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

住 所
団 体 名
代表者名 氏 名 印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、バイオマス利用等対策事業費補助金交付要綱第4の規定により、補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 食品廃棄物等バイオマスの利活用推進

ア 関係者間におけるバイオマス利活用の協働体制の構築計画（実績）

(ア) 協議会、意見交換会等の開催

事 項	開催時期	内 容	出席員数	摘 要

(イ) 普及・啓発資料の作成

事 項	内 容	時 期	配布先部数	摘 要

(ウ) 優良事例調査

事 項	内 容	時 期	回数・員数	摘 要

イ バイオマス利活用マニュアルの策定計画（実績）

(ア) 現地調査の実施、とりまとめ

事 項	内 容	回数・員数	摘 要

(イ) 委員会の開催、マニュアルの作成

事 項	内 容	配布先・配布部数	摘 要

(ウ) LCA評価等の実施

実施時期	内 容	評価結果の活用方法	摘 要

(エ) 産官学の連携等による技術開発等

実施時期	内 容	評価結果の活用方法	摘 要

ウ バイオマスの生産・収集・運搬システム構築計画（実績）

(ア) 委員会等の開催

開催時期	内 容	出席員数	摘 要

(イ) 生産・収集・運搬における運行システム等の研究・開発、実証試験

実施時期	内 容	活 用 方 法	摘 要

(ウ) 運行管理・監視システムの研究・開発、実証試験

実施時期	内 容	活 用 方 法	摘 要

(エ) 生産・収集・運搬に必要な機器の検討・導入

機 器	内 容	時 期	台 数	摘 要

エ バイオマスの変換技術・利用促進支援計画（実績）

(ア) 委員会等の開催

開催時期	内 容	出席員数	摘 要

(イ) 変換技術の研究・開発、実証試験

実施時期	内 容	活 用 方 法	摘 要

(ウ) バイオマス由来製品やエネルギー原料の利用段階における調査・実証試験

実施時期	内 容	活 用 方 法	摘 要

(エ) バイオマスの変換・利用に必要な機器の検討・導入

機 器	内 容	時 期	台 数	摘 要

(2) バイオマスプラスチックリサイクル推進等

ア バイオマスプラスチックリサイクルシステムの構築

(ア) バイオマスプラスチックリサイクル実証委員会の開催

事 項	開催時期	内 容	出席員数	摘 要

(イ) バイオマスプラスチック製品及びバイオマスプラスチック再生製品の購入

購入製品名	内 容	時 期	数 量	摘 要

(ウ) アンケート調査、基礎データ収集

実施時期	内 容	評価結果の活用方法	摘 要

(エ) 普及啓発等

実施時期	内 容	活 用 方 法	摘 要

(オ) バイオマスプラスチックリサイクル回収試験、実証試験

実施時期	内 容	活 用 方 法	摘 要

イ 国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用の推進

(ア) 国産原材料由来バイオマスプラスチック実証委員会の開催

事 項	開催時期	内 容	出席員数	摘 要

(イ) 国産原材料由来バイオマスプラスチック製品の購入

購入製品名	内 容	時 期	数 量	摘 要

(ウ) アンケート調査、基礎データ収集

実施時期	内 容	評価結果の活用方法	摘 要

(エ) 普及啓発等

実施時期	内 容	活 用 方 法	摘 要

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費（補助事業に要した経費） (A+B)	負 担 区 分		積算の基礎	備考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)		
	円	円	円	円	
1 食品廃棄物等バイオマスの利活用推進 (1) 関係者間におけるバイオマス利活用の協働体制の構築 (2) バイオマス利活用マニュアルの策定 (3) バイオマスの生産・収集・運搬システム構築 (4) バイオマスの変換技術・利用促進支援					
2 バイオマスプラスチックリサイクル推進等 (1) バイオマスプラスチックリサイクルシステムの構築 ア バイオマスプラスチックリサイクル実証委員会の開催 イ バイオマスプラスチック製品及びバイオマスプラスチック再生製品の購入 ウ アンケート調査、基礎データ収集 エ 普及啓発等 オ バイオマスプラスチックリサイクル回収試験、実証試験 (2) 国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用の推進 ア 国産原材料由来バイオマスプラスチックリサイクル実証委員会の開催 イ 国産原材料由来 バイオマスプラスチック製品の購入 ウ アンケート調査、基礎データ収集 エ 普及啓発等					
合 計					

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業完了（予定）年月日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金					
自己負担金					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
1 食品廃棄物等バイオマスの利活用推進 (1) 関係者間におけるバイオマス利活用の協働体制の構築 (2) バイオマス利活用マニュアルの策定 (3) バイオマスの生産・収集・運搬システム構築 (4) バイオマスの変換技術・利用促進支援					
2 バイオマスプラスチックリサイクル推進等 (1) バイオマスプラスチックリサイクルシステムの構築 ア バイオマスプラスチックリサイクル実証委員会の開催 イ バイオマスプラスチック製品及びバイオマスプラスチック再生製品の購入 ウ アンケート調査、基礎データ収集 エ 普及啓発等 オ バイオマスプラスチックリサイクル回収試験、実証試験 (2) 国産原材料由来バイオマスプラスチックの利活用の推進 ア 国産原材料由来バイオマスプラスチックリサイクル実証委員会の開催 イ 国産原材料由来バイオマスプラスチック製品の購入 ウ アンケート調査、基礎データ収集 エ 普及啓発等					
合 計					

6 添付資料

- (1) 補助事業者の寄附行為、定款等の団体規程
- (2) 資産及び負債に関する事項
- (3) 収支予算（収支決算）

（注）計画変更及び実績報告の場合にあっては、これらに変更のあった場合のみ添付すること。

別記様式第1号（第4関係）（その2）

平成 年度バイオマス利用等対策事業費補助金（バイオマス利活用推進支援事業）
交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名 印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、バイオマス利用等対策事業費補助金
交付要綱第4の規定により、補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

技術的支援事業（市町村等に対する技術的支援）

ア 農村地域に適した小規模なバイオマス変換施設に関する技術の実証

事 項	内 容	摘 要

イ バイオマス利活用地区への技術支援

事 項	内 容	摘 要

3 経費の配分

区 分	補助事業に要 する経費（補 助事業に要し た経費）	負 担 区 分		積算の 基礎	備考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)		
1 農村地域に適した 小規模なバイオマス 変換施設に関する技 術の実証	円	円	円	円	
2 バイオマス利活用 地区への技術支援					
合 計					

(注) 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額
した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には
「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業完了（予定）年月日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金 自己負担金					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 農村地域に適した小規模なバイオマス変換施設に関する技術の実証	円	円	円	円	
2 バイオマス利活用地区への技術支援					
合 計					

6 添付資料

(1) 補助事業者の寄附行為、定款等の団体規程

(2) 資産及び負債に関する事項

(3) 収支予算（収支決算）

(注) 計画変更及び実績報告の場合にあっては、これらに変更のあった場合のみ添付すること。

別記様式第2号（第6関係）

（1. 補助事業に要する経費の配分の変更又は内容を変更しようとする場合）

平成 年度バイオマス利用等対策事業費補助金（〇〇事業）変更承認申請書

番 年 月 日 号

地方農政局長 殿

〔 農林水産大臣の交付決定を受けている場合は農林水産大臣、内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている場合は内閣府沖縄総合事務局長 〕

〔 住 所
団 体 名
代 表 者 名 印 〕

平成 年 月 日付け 農振第 号で交付決定通知のあったバイオマス利用等対策事業費補助金については、バイオマス利用等対策事業費補助金交付要綱第6の規定に基づき下記のとおり計画を変更し〔金 円〕の追加交付（減額承認）を受けたいので、承認されたく申請する。
なお、その他については、申請書記載のとおりとする。

（注）金額の変更のない場合は〔 〕の部分を除くこと。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

（以下別記様式第1号（その1）及び（その2）の記に準じて作成すること。）

- （注） 1 表題の〇〇事業には、交付申請書の事業名を記載すること。
2 変更事項についてのみ作成し、変更に係る部分について変更前を括弧書で上段に記載すること。

別記様式第2号（第6関係）

（2. 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合）

平成 年度バイオマス利用等対策事業費補助金（〇〇事業）変更承認申請書

番 年 月 日 号

地方農政局長 殿

〔 農林水産大臣の交付決定を受けている場合は農林水産大臣、内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている場合は内閣府沖縄総合事務局長 〕

〔 住 所
団 体 名
代 表 者 名 印 〕

平成 年 月 日付け 農振第 号で交付決定通知のあったバイオマス利用等対策事業費補助金については、バイオマス利用等対策事業費補助金交付要綱第6の規定に基づき下記のとおり中止（廃止）したいので、承認されたく申請する。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）に伴う経費の配分の内容

（注）表題の〇〇事業には、交付申請書の事業名を記載すること。

別記様式第3号（第9関係）

平成 年度バイオマス利用等対策事業費補助金（〇〇事業）遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 農林水産大臣の交付決定を受けている場合は農林水産大臣、内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている場合は内閣府沖縄総合事務局長 〕

〔 住 所
団 体 名
代 表 者 名 印 〕

平成 年 月 日付け 農振第 号で交付決定通知のあったバイオマス利用等対策事業費補助金について、バイオマス利用等対策事業費補助金等交付要綱第9の規定に基づき、下記のとおり第〇・四半期現在における事業遂行状況を報告する

記

区 分	計画事業費 A	出来高事業費 B	進捗度 B/A	残高事業費	摘 要
	円	円	%	円	

事業着手年月日： _____

事業完了予定年月日： _____

- (注) 1 表題の〇〇事業には、交付申請書の事業名を記載すること。
2 区分欄には、別記様式第1号の(その1)及び(その2)の記の「3経費の配分」に記載された事項について記載するこ

別記様式第4号（第10関係）

平成 年度バイオマス利用等対策事業費補助金（〇〇事業）実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 農林水産大臣の交付決定を受けている場合は農林
水産大臣、内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を
受けている場合は内閣府沖縄総合事務局長 〕

〔 住 所
団 体 名
代 表 者 名 〕

印

平成 年 月 日付け 農振第 号をもって補助金交付決定通知のあったバイオマス利用等対策事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、バイオマス利用等対策事業費補助金交付要綱第10の規定により、その実績を報告する。

（なお、併せて精算額 円の交付を請求する。）

記

（注）

- 1 表題の〇〇事業には、交付申請書の事業名を記載すること。
- 2 記の記載事項は、交付申請書様式の記の記載要領に準ずる。
- 3 添付資料については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。
また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

別記様式第5号（第10関係）

平成 年度バイオマス利用等対策事業費補助金（〇〇事業）仕入れに係る消費税
等相当額報告書

番 年 月 号
日

地方農政局長 殿

〔 農林水産大臣の交付決定を受けている場合は農林
水産大臣、内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を
受けている場合は内閣府沖縄総合事務局長 〕

〔 住 所
団 体 名
代 表 者 名 〕

印

平成 年 月 日付け 農振第 号により交付決定通知があったバイオマス利用等対策事業費補助金
について、バイオマス利用等対策事業費補助金交付要綱第10の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 (平成 年 月 日付け 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

- (注) 1 表題の〇〇事業には、交付申請書の事業名を記載すること。
2 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

財 産 管 理 台 帳

施設管理主体名：（住所）

（名称）

事業実施主体名（住所）

（名称）

農林水産省所管補助金名				地区名				事業実施年度	年度～年度				
事業の内容				工期		経費の区分			処分制限期間		処分の状況		摘要
事業種類	工種構造 施設区分	施行箇所 又は 設置場所	事業量	着工年 月日	竣工年 月日	総事業費	経費内訳		耐用 年数	処分制 限年月 日	承認 年月 日	処 分 の 内 容	
							補助金 交付額	その他 (自己負担)					
						円	円	円					

（記載要領）

1. 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2. 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3. 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は及び交付金返還額を記入すること。
4. この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることできる。
5. 数年にわたって施行する施設については、完成した年度で記載するものとする。

平成 年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称			
2. 事業の目的及び内容			
(1) 目的			
(2) 具体的な内容			
3. 交付先の法人の名称			
4. 交付実績額		(A)	千円
5. 補助金等における管理費			
(1) 人件費		千円	
(2) 一般管理費		千円	
(3) その他の管理費			
		内 容	金 額
		-----	千円
		-----	千円
		合 計	千円
		合 計	千円
6. 外部への支出			
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出			
		支 出 内 容	支 出 先
		-----	金 額
		-----	千円
		-----	千円
		-----	千円
		-----	千円
		合 計	(B) 千円
(2) (1)以外の支出			
		支 出 内 容	支 出 先
		-----	金 額
		-----	千円
		-----	千円
		-----	千円
		-----	千円
		合 計	千円
7. その他			
		内 容	金 額
		-----	千円
		-----	千円
		-----	千円
		合 計	千円
8. 再補助等の割合		(B/A)	%

(注)

- 「5. 補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等における管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2)(1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。
「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。
なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該法人から直接支出していない場合あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。
〈「(2)(1)以外の支出」の具体例〉
旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料/通訳料
- 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的な名称を記入するのではなく、食品製会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界がわかるよう記入する。
- 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しない。
その他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 「8. 再補助金等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。